せいしんかい報

2013年４月１日　第96号

注目記事

◆１～４ページ◆
平成24年度 社会福祉法人誠心会
地域生活相談室せんとらる主催講演会

救護施設やしおみ荘
〒972-0161 福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27
☎(0246) ８９－３３３３　FAX(0246) ８９－３３３４

グループホーム・ケアホーム　レジデンスなこそ

メゾン・ド・あたご、メゾン・ド・ほりきり、コーポおかおな

指定相談事業・地域生活相談室せんとらる
〒979-0145 福島県いわき市小名浜岡小名４－３－１
☎(0246) ３８－３５２０　FAX(0246) ３８－３５２１

障がい者支援施設ふじみの園
ショートステイほっと
〒972-0252 福島県いわき市遠野町上根本字白坂384-1
☎(0246) ８９－３４００　FAX(0246) ８９－３４５４

虹のかけはし
〒971-8101 福島県いわき市小名浜丹波沼61-1
☎(0246) ７３－０１１１　FAX(0246) ７３－０１１２

ワークセンターしおさい
〒971-8161 福島県いわき市小名浜諏訪町1-10
☎(0246) ７３－２０７７　FAX(0246) ７３－２０７８

手打ちうどん　天真庵
〒974-8212 福島県いわき市東田町2-11-7
☎・FAX(0246) ７７－２０３３

ヘルパーステーションあくてぃぶ
〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) ６５－５７００　FAX(0246) ６５－５７００

放課後等児童デイサービスちゃーむ・
地域生活支援事業ウイズ
〒971-8166 福島県いわき市小名浜愛宕上13-23
☎(0246) ７３－２０３３　FAX(0246) ７３－２０３４

平成24年度　社会福祉法人誠心会
地域生活相談室せんとらる主催講演会

平成25年3月10日（日）スパ・リゾート・ハワイアンズ「ラピータ」にて、県内外の施設関係者、行政関係者、保護者等、１５０名を超える参加のもと、当法人地域生活相談室せんとらる主催の講演会を開催いたしました。当法人を代表して理事長松﨑有一より、また、共催を代表して、いわき市長渡辺敬夫様よりご挨拶がありました。ご来賓として衆議院議員吉野正芳様よりご祝辞をいただきました。

多くの方々に支えられ無事に開催できたことを心より感謝申し上げます。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

演題

「障害者総合支援法の目指す社会
～共生社会の実現に向けて～」

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長　辺見　聡

Ⅰ　東日本大震災における対応について

障害児・者が地域で安心して暮らせる社会の構築を目指し、障害福祉施設等の復旧と併せて、地域のサービス基盤体制を再構築（ハード面の復興支援）と行政、医療・福祉関係者、関係団体、ＮＰＯ等による協働、支援ネットワークづくり（ソフト面の復興支援）を実施。

（ハード面）

○障害福祉施設等の災害復旧（特別立法等により補助率を嵩上げ）

○事業再開のための設備の整備

（ソフト面）

○被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

（趣旨）甚大な被害を受けた被災地の事業所が安定した事業運営ができるよう、障害福祉圏域（23圏域）ごとに復興支援拠点を設置し、商品開発や共同受注等を行うコーディネーターを配置するとともに、①受注業務の確保、②業態転換の支援、③流通経路の再建や販路確保・拡大などの支援を行うアドバイザーを被災事業所に派遣し、その復興を強力に進める。

Ⅱ　障害福祉施策のこれまでの経緯について

①　措置制度から支援費制度へ（H15）

○支援費制度の意義

多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応

利用者の立場に立った制度構築

〈措置制度〉

・行政がサービス内容を決定
・行政が事業者を特定
・事業者行政からの受託者としてサービス提供

〈支援費制度〉

・障害者の自己決定を尊重（サービス利用意向）
・事業者と利用者が対等
・契約によるサービス利用

②　支援費制度から障害者自立支援法へ

〈「障害者自立支援法」のポイント〉

⑴障害者施策を3障害一元化

○3障害の制度格差を解消（精神障害者を対象に加える）

○市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

⑵利用者本位のサービス体系に再編
○33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
○規制緩和を進め既存の社会資源を活用

⑶新たな就労支援事業を創設
○就労支援の抜本的強化
○雇用施策との連携を強化

⑷支給決定の透明化、明確化
○支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
○審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

⑸安定的な財源の確保
○国の費用負担の責任を強化（費用の１／２を負担）
○利用者も応分の費用を負担（皆で支える仕組み）

Ⅲ　障害者総合支援法について

〈障害者総合福祉法の６つのポイント〉

1．障害のない市民との平等と公平
2．谷間や空白の解消
3．格差の是正
4．放置できない社会問題の解決
5．本人のニーズにあった支援サービス
6．安定した予算の確保

〈障害者総合支援法の概要〉

①　障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

○制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

②　障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

○「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。

③　障害者に対する支援

⑴重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）

⑵共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

⑶地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)

⑷地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

④　サービス基盤の計画的整備

⑴障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

⑵基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

⑶市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

⑷自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

Ⅳ　障害者自立支援法等の改正について

（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

〈趣旨〉

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

〈概要〉

①　利用者負担の見直し

－障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

◆平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定（介護保険並び）

◆平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得（市町村民税非課税）の利用者負担を無料化

◆平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化

（平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置）

②　障害者の範囲の見直し

－発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

③　相談支援の充実

－相談支援体制の強化

－支給決定プロセスの見直し

（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

◆市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

＊上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案（セルフプラン）を提出可。

＊サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

◆支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。

④　障害児支援の強化

○障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

＊児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実

（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）

－放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

－在園期間の延長措置の見直し

■障害児施設の一元化

従来の障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支等）」、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化

■障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

■放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

■在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

＊現に入所していた者が退所させられないようにする。

⑤　地域における自立した生活のための支援の充実

－グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設

－重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

＊児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

〈趣旨〉

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい

〈留意事項〉

1　相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

2　障害児支援の強化

⑴保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

⑵個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

Ⅴ　障害者虐待防止対策等について（平成23年6月17日成立、同6月24日公布）

〈目的〉

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

〈定義〉

1　「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。

2　「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

3　障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

Ⅶ　障害者の就労支援について

○特別支援学校高等部卒業者等にかかる就労継続支援Ｂ型の利用の取り扱いについて

〈現行の取扱（対象者）〉

①　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

②　就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者

③　①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者

④　①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援Ａ型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者（平成25年3月末までの経過措置）

〈平成25年4月以降の取扱（案）〉

①　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

②　就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者

③　①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者

④　①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援Ａ型事業所による雇用の場が乏しいことや就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した本事業の利用希望者（平成27年3月末までの経過措置）

＊講演会を終えて

ご多忙の中、たくさんの関係者の皆様にご参加いただけたこと、大変ありがたく思っております。参加された方々からは多くのご質問があり、また、さまざまなお立場の方々と意見交換を持つことができ、大変貴重な時間を持つことができました。今回の講演会で学んだことを利用者支援に生かしていけるよう今後とも日々努力していきたいと思います。

新年会

やしおみ荘

１月23日(水)、「スパ・リゾート・ハワイアンズ」にて新年会を行ないました。

スパリゾート・ハワイアンズは映画「フラガール」で全国的に有名になり、現在は東日本大震災後のいわき市の復興の為に、全国キャラバンを行なっています。

新年会の前日から食事のテーブルは誰と食べるのか、催し物には誰が来るのか等、何度も確認していました。当日も寒い日でしたが、いつもは起床時間ぎりぎりまで寝ている方も朝早くに起き準備しており、各々に楽しみにされている様子が見られました。

施設長から新年の挨拶を頂き、乾杯の音頭をとると、次々と運ばれてくる料理に目が釘付けとなりました。鍋料理やお刺身など、豪華な料理に利用者の箸は止まらず、会話も弾んでいました。

本物のフラガールによるフラダンスショーは、優しいウクレレの音楽と華やかなフラガールの踊りに利用者も真剣に見入っており、映画の中でも披露されたフラダンスでは自然と手拍子をとっていました。その後、フラガールと一緒に写真を撮る際には満面な笑顔が見られました。

昨年一年を無事に過ごせたことと、今年一年また健康に過ごせる事を祈って今年の新年会を終える事が出来ました。

ふじみの園

１月18日(金)、ふじみの園の食堂にて新年会が行なわれました。今回は寿司やオードブル等の豪華な料理が並び、喜びの声が多く聞かれました。

新年の目標を発表する等、それぞれに会を楽しむ様子が見られました。終始和やかな雰囲気の中、新たな年に期待を込め新年初のイベントとなりました。

天 真 庵

２月１日(金)、午前中に作業を終え天真庵にて新年会を行ないました。手作りの料理を食べながら、今年の抱負を一人一人発表していきました。普段、お話好きな人も緊張した様子で「仕事頑張ります」「毎日出勤できるように頑張る」等の抱負を発表していきました。

食後には、カルタやトランプと全員でゲームを行ない、楽しい新年会になりました。

豆　ま　き　　ふじみの園

２月１日(金)、園内にて節分の豆まきを行ないました。朝より「今日は豆まきだ」等の声が聞かれ、張り切っていた様子でした。今年は男性利用者１名、女子利用者１名が年男・年女でした。食堂に集まり、職員から豆まき・節分の由来の説明を聞き、職員と共に年男・年女が豆やチョコレートをまきました。その後皆さんおいしそうな顔をしながら食べ、今年も怪我や事故のない一年を送って欲しいと思いました。

節　分　　ちゃーむ

２月１日(金)、豆まきを行いました。

利用者がこの日のために作っておいた鬼のかぶりものをかぶり、豆をまく利用者も鬼はまだかまだかと待っていました。

みんなの心の中にいる鬼はどんな鬼なのか尋ねると「おこりんぼう鬼」「泣き虫鬼」など色々な答えが返ってきました。外から職員が扮するこわ～い鬼が入ってくると、一斉に「鬼は外!!」と豆まき開始です。鬼に驚いて逃げる利用者や、夢中になって豆まきする姿も…。

そして鬼は無事逃げていきました。ほっとしたところで、みんなで落花生をひろい食べました。落花生は、ＮＰＯ法人明るい社会づくり運動福島県小名浜・常磐地区協議会の方からいただきました。ありがとうございました。

初　釜　　やしおみ荘

１月10日(木)、やしおみ荘にて初釜を行いました。

荘では高齢の方が増えてきた為、以前は畳のある集会室にて行っていましたが、体調面を考慮し椅子のある食堂で行いました。

利用者の方々も楽しみにされており、順番が来るのを今か今かと心待ちにしている様子が窺えました。

初釜のお菓子は遠野饅頭。大きなお饅頭で皆さんも大喜び。お茶サークルの利用者が点てた抹茶をすすりながら、嬉しそうに嗜んでおられました。

今年も一年、健康に過ごせますように…そんな思いを込めながら今年の初釜を終えました。

カラオケ大会　　虹のかけはし

２月11日（月）は、虹のかけはしの利用者たちが待ちに待ったカラオケ大会でした。午前中で作業を終え、外食も兼ねてのカラオケ大会が開催されました。参加者全員が一つの部屋であった為中々順番が周ってこない中でも、一緒にうたったり、踊ったり、またカラオケ以外でもバイキングを楽しむなどそれぞれが楽しい一時を過ごす事が出来た様子でした。終盤ではいつの間にか全員でうたっている状態で部屋全体が一体となり大盛り上がりで、時間はあっというまに過ぎてしまいました。最後は名残惜しい様子でしたが「また次回のお楽しみ、また明日からも作業頑張る。」と日頃の作業の合間をぬってのカラオケ大会は癒しと活力にもつながった素敵な会となりました。

カラオケ大会　ワークセンターしおさい

１月25日(金)、午前中に作業を終え、まねきねこにてカラオケ大会が開催されました。それぞれ曲リストを持参し、わくわくした様子で会を迎えました。会が始まると、アニメや演歌、アイドルの歌を熱唱していました。中にはダンスも交え、皆盛り上がった様子が見られました。普段の仕事に取り組む姿とはまた違った一面が窺えました。

今年も、皆揃ってスタートができ嬉しく思います。新たな気持ちでお仕事頑張りましょう。

大倉保育園との交流会　やしおみ荘

２月19日(火)、毎年恒例の大倉保育園の園児との交流会を当施設の体育館にて行いました。昨年はインフルエンザの流行で中止となってしまいましたが、今年は二年ぶりに行なう事ができ、園児の元気な姿を見る事が出来ました。始めは少し緊張気味の園児達でしたが、すぐに場にも慣れ、普段通りの元気な姿でお遊戯や歌を披露していました。利用者との交流では、園児と一緒にわらべ歌や手遊び等を行い、楽しい時間を過ごすことができました。最後に、園児からは花束、利用者からは折り紙や絵等、お互いにプレゼント交換をしました。別れる時には､利用者から｢またおいでね。｣と声を掛けられ、園児達も嬉しそうに帰っていく姿が見られました。園児達の元気な姿に皆さんとても笑顔が見られ、終始和やかな雰囲気でした。

誠心会　苦情解決実績集計表

平成24年４月１日～ 25年２月28日

分類	やしおみ荘	ふじみの園	レジデンスなごそ	CHあたご	CHおかおな	SSほっと	あくてぃぶ	ちゃーむ	せんとらる	虹のかけはし	しおさい	天真庵	計
食事	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
その他ケア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
看護サービス	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
医療サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活支援	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
その他のプログラム	45	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
相談・連絡	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
居住環境	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
職員の対応	2	7	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	13
利用者間の関係	8	12	25	0	3	1	0	0	0	1	0	0	50
制度に関するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	64	30	25	0	3	3	3	1	0	2	0	0	131
話し合いで解決	60	15	2	0	3	3	3	0	0	0	0	0	86
改善で解決	4	14	17	0	0	0	0	1	0	2	0	0	38
未解決	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7

祝・精神保健福祉士 国家資格取得　おめでとう!!

地域生活相談室せんとらる
主幹　渡辺　誠二郎

第15回精神保健福祉士に受験し、合格する事が出来ました。今回、仙台で受験しましたが、当日は雪の影響で高速道路が途中不通となってしまいました。あまり勉強できなかった事もあり、今回の受験はやめて引き返そうかと思いましたが、とりあえず受験だけはしようと、仙台まで普段の倍の時間を掛けて移動しました。結果、合格する事ができました。あきらめずに前向きに考えたのが良かったのかもしれません。現在、相談業務に従事しておりますが、この資格取得が少しでも利用者支援に役立てられればと思っております。

平成25年度
社会福祉法人 誠心会「組織表」

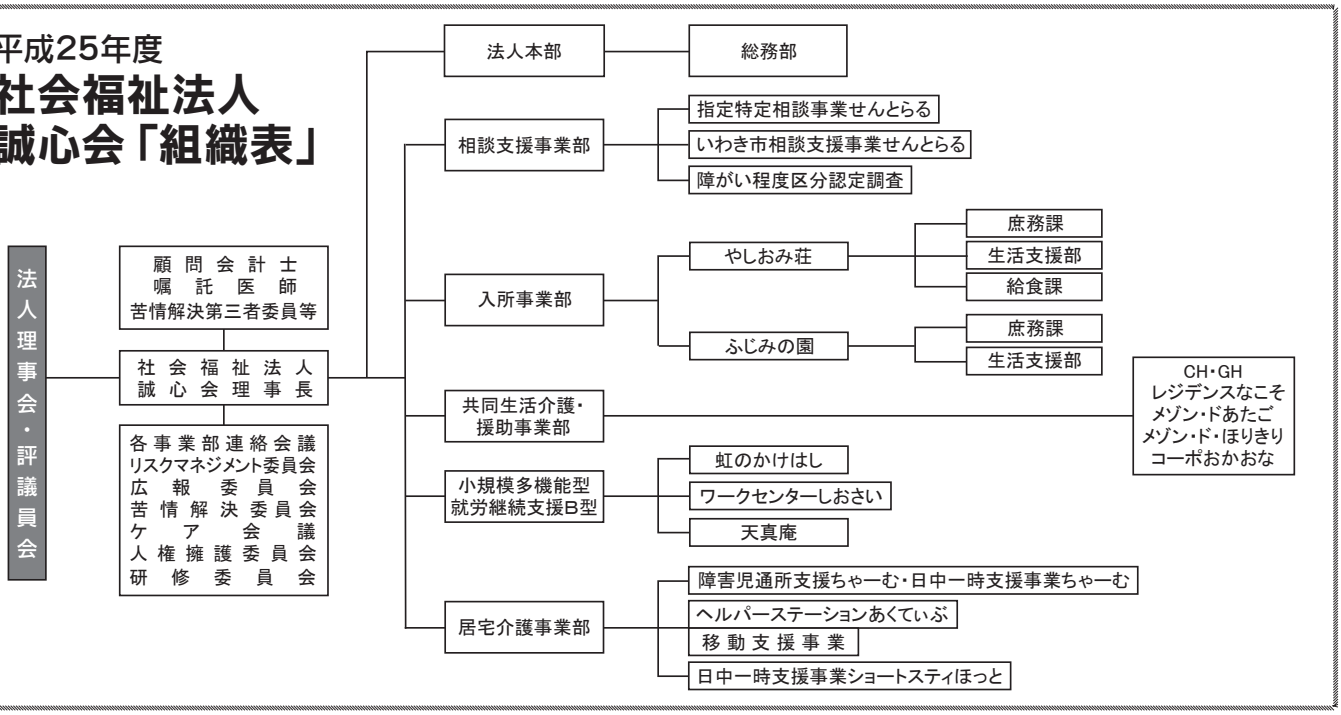

人　事　異　動

氏　名	新	氏　名	新
内山　正	総務部次長	猪狩　美咲	総務部付事務員
森　清香	入所事業部やしおみ荘生活支援部 副主任ケースワーカー	遠藤　史穂	入所事業部やしおみ荘生活支援部 副主任ケースワーカー
菊地　修	入所事業部やしおみ荘生活支援部 副主任ケースワーカー	菅　里枝	入所事業部やしおみ荘生活支援部 臨時ケースワーカー
菅波佐知子	入所事業部やしおみ荘生活支援部 臨時ケースワーカー	木村　大	入所事業部ふじみの園生活支援部 主任ケースワーカー
関根　亮	入所事業部ふじみの園生活支援部 ケースワーカー	江間　若菜	入所事業部ふじみの園生活支援部 臨時ケースワーカー
岡ノ谷紗彩	入所事業部ふじみの園生活支援部 臨時ケースワーカー	岩屋　伸典	通所事業部就労継続支援事業Ｂ型 しおさいケースワーカー
小林　明子	通所事業部就労継続支援事業Ｂ型 天真庵臨時ケースワーカー		

寄付を頂いた方　佐藤理容所 様

これからの予定

やしおみ荘
4月
◎お花見
5月
◎ウォーキング
6月
◎ビデオ鑑賞

ふじみの園
4月
◎お花見
5月
◎障がい者総合体育大会

虹のかけはし
4月
◎お花見
5月
◎歩行者天国

ワークセンターしおさい
4月
◎お花見
◎かしま荘朝市
5月
◎磐城高校コンサート
◎かしま荘朝市
6月
◎ボウリング大会
◎かしま荘朝市

グループホーム・ケアホーム
5月
◎障がい者総合体育大会

児童デイサービスちゃーむ
4月
◎お花見
5月
◎こどもの日
6月
◎陶芸

天真庵
6月
◎カラオケ大会

編集後記

新年を迎えてから早くも3か月を過ぎようとしています。仕事や趣味をしていると一日一日経つ事がとてもはやく、あっという間に季節も流れていくように思います。また車で出勤している為、ゆっくりと季節の変化を感じる機会も少なくなってきた事に最近気が付きました。これからは花が彩り香る季節から新緑が深まる季節に移り変わっていきます。季節や身の回りの大きな変化だけではなく、身近の小さな変化にも目が向けられるよう心と時間に余裕を持っていきたいと思います。